

### Ⅲ 資金不足比率

35市町村、5一部事務組合（企業団）の152会計のうち、資金不足額があったのは2事業であった。このうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った事業はない。資金不足額があった2事業の資金不足比率は以下のとおり。

（単位：千円、％）

団体の名称	特別会計の名称	資金不足額	資金不足比率	標準財政規模比	備考
仙台市	自動車運送事業会計	37,297	0.4	0.0	法適用企業
登米市	病院事業会計	45,027	0.7	0.2	法適用企業

※仙台市の標準財政規模比について、少数第2位まで表示した場合の参考値は0.02％です。

### Ⅳ 用語説明

#### (1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

#### (2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

#### (3) 一般会計等

財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは普通会計とほぼ同様の範囲であるが、決算統計で用いる「想定企業会計」のように、一の会計を区分することはしない。

#### (4) 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼ぶ。

#### (5) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

#### (6) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

#### (7) 資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、地方公営企業法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。